公 告

次のとおり事後審査方式一般競争入札(電子入札、特別簡易型総合評価落札方式)に付します。
本入札は価格据置型の総合評価落札方式です。
なお、入札等については、関係法令に定めるもののほか、本公告によるものとします。

令和８年１０月１６日

愛知県海部農林水産事務所長

１　対象工事

⑴　工事名

水質保全対策事業　古大江第２支線地区　用水路その３工事

⑵　工事場所

津島市大木町地内

⑶　工　期

全体工期　契約締結日の翌日から令和９年３月２５日まで

本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、受注者が全体工期内で工事の始期及び終期を任意に設定することができる余裕期間制度（フレックス方式）の試行対象工事です。

試行対象の工事の実施にあたっては、愛知県農業水産局及び農林基盤局所管建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領及び特別仕様書によるものとします。

なお、落札候補者は、事後審査に係る書類の提出期限までに、「工事の始終期通知書」により、工事の始期及び終期を通知すること。

⑷　工事の概要

ア　規模及び構造

用水路工　Ｌ＝２８６．５１ｍ

イ　工　法

建て込み簡易土留工法・管更生工法（反転工法）

ウ　使用する主要な資機材

ダクタイル鋳鉄管（ＤＣＩＰφ700）　Ｌ＝１０６．５１ｍ
管更生φ500（反転工法）　Ｌ＝１８０．００ｍ

⑸　予定価格

ア　予定価格　金１４７，０８４，３００円

（うち消費税及び地方消費税の額　金１３，３７１，３００円）

イ　調査基準価格　有

失格判断基準　有

⑹　入札方法等

ア　本入札は、あいち電子調達共同システム(ＣＡＬＳ／ＥＣ)における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律(平成 12 年法律第 102 号)に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち電子入札コアシステムに対応しているカードにより、利用者登録を行なわなければなりません。

イ　詳細な入札方法等は愛知県農業水産局及び農林基盤局建設工事等電子入札実施要領(令和３年１月１日施行)によるものとします。

(https://www.pref.aichi.jp/「ネットあいち」－「しごと・産業」－「入札・契約・公売情報」－「入札契約関連情報」－「農林水産部門入札契約関連情報」－「公共工事の電子入札に関する情報」参照)

ウ　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

エ　入札の回数は１回とし、入札書に併せて必ず工事費内訳書を送信してください。

オ　本入札は、設計書、図面及び仕様書(以下「設計図書」という。)の閲覧を電子で行う工事です。

(7)　本工事は、総合評価技術資料(以下「技術資料」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価(特別簡易型)落札方式の工事です。

(8)　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける「契約後ＶＥ」の対象工事です。

(9)　本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された処理方法等を参考に積算した上で入札してください。

また、分別解体等の方法を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と調整を行うこととします。

２　競争参加資格

本工事の入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とします。

(1)　愛知県農業水産局及び農林基盤局が発注する建設工事のうち、土木工事業に係る競争入札に参加する資格を有する者であること。

(2)　建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第３条の規定により、土木工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。

また、建設業法第 27 条の 23 第１項の規定により、経営事項審査を受け、その有効期限内であること。

(3)　入札参加申込書(以下「参加申込書」という。)を提出する主たる営業所を海部農林水産事務所管内に置き、当該営業所で土木工事業を営んでいること。

なお、「営業所」とは、建設業法第３条に規定する営業所をいいます。(以下同じ)

また、「主たる営業所」とは、建設業法に基づく建設業の許可申請時(変更申請を含む)に届け出た、主たる営業所をいいます。(以下同じ)

(4)　令和８年度及び令和９年度の愛知県農業水産局及び農林基盤局における入札参加資格の認定において、認定された土木工事業の格付がＢ等級又はＡ等級であること

(5)　過去１０年間(平成２８年４月１日から参加申込書を提出する前日まで。)に元請として次に掲げる工事を完了・引き渡した実績(以下「施工実績」)という。)があること。

・管水路工事

なお、共同企業体の構成員としての参加資格施工実績は、出資比率が 20%以上の工事に限る

ものとします。

また、経常建設共同企業体として参加申込みをする場合で、当該共同企業体としての参加資格施工実績が無い場合は、構成員の１者が元請けとしての参加資格施工実績を有していること。

(6) 建設業法第26条に定める主任技術者又は監理技術者を配置できること。

ただし、下請代金の総額が５千万円（建築一式工事は、８千万円）以上となる場合には、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を監理技術者として配置することが必要となります。また、請負代金の額が４千５百万円(建築一式工事は、９千万円)以上となる場合には、配置される技術者は本工事に専任であることが必要となります。ただし、主任技術者にあっては、建設業法施行令第２７条第２項に該当する場合には、同一の主任技術者が兼務できることとなります。また、監理技術者にあっては、監理技術者補佐（建設業法第２６条第３項第２号に規定する者をいう。以下同じ。）を専任で配置し、特別仕様書で定める兼務要件を満たす場合には、他の工事と兼務できることとなります。また、４千５百万円(建築一式工事は、９千万円)から１億円(建築一式工事は、２億円)未満の請負金額のうち、建設業法で定められた兼任の要件を満たす場合には、他の工事と兼務できることとなります。

(7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の４の規定に該当しない者であること。

(8) 参加申込書の提出日から当該工事の落札決定までの間、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(9) 参加申込書の提出日から当該工事の落札決定までの間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。

(10) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。

(11) 入札参加を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、愛知県建設工事関係入札者心得書第９条の２第２項の規定に抵触するものではありません。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

（ア）親会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が、民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

（ア）一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ａ　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

①会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

②会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

③会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

④会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ｂ　会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ｃ　会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ｄ　組合の理事

ｅ　その他業務を執行する者であって、ａからｄまでに掲げる者に準ずる者

（イ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（民事再生法第６４条第２項又は会社更生法第６７条第１項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合

（ウ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(12) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者でないこと。

ア　「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者です。

協和調査設計株式会社

イ　「当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者」とは、次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する者です。

（ア）　資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合

ａ　親会社等と子会社等の関係にある場合

ｂ　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（イ）　人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、ａについては会社等の一方が、民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

ａ　一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ｂ　一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ｃ　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（ウ）　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(13) 経常建設共同企業体として入札参加申込書を提出した場合、その構成員は、単体として参加申込書を提出することはできません。

(14) 愛知県農業水産局及び農林基盤局が発注した土木工事業に係る工事のうち、過去２ヶ年度

（令和６年４月１日から令和８年３月３１日まで）に完成・引き渡した工事の実績がある場合においては、当該業種工事成績評定の平均点が 60 点以上あること。

３　入札関係図書の配布等

(1)　設計図書について

設計図書の閲覧及び配布の電子化しておりますので、設計図書をあいち電子調達共同システム（ＣＡＬＳ／ＥＣ）の入札情報サービスの入札公告からダウンロードしてください。

アドレス： https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp

なお、設計図書がダウンロードできない場合などは、次の場所へ問い合わせてください。

ア　問い合わせ場所

愛知県海部農林水産事務所総務課　総務・経理・契約グループ

住　　所　　津島市西柳原町１丁目１４番地

電　　話　　０５６７－２４－２１１１　内線３０６

電子メール　ama-nourin@pref.aichi.lg.jp

イ　ダウンロードできる期間

令和８年１０月１６日(金)午前９時から令和８年１１月２日(月)午後３時まで

(2)　本公告及び入札関係図書に対する質問及び回答

ア　本公告及び入札関係図書に対する質問は、次のとおり文書（様式自由）を郵送(書留郵便に限る。)、電子メール又は持参することにより受付期間内必着で提出してください。なお、電子メールにより提出する場合の留意事項は１５(9)のとおりです。

(ｱ)　受付場所

３(1)アに同じ

(ｲ)　受付期間

令和８年１０月２０日(火)から令和８年１０月２２日(木)まで

ただし、持参する場合は、上記期間の午前９時から午後５時まで(正午から午後１時までを除く。)とします。

イ　上記の質問に関する回答は、質問書受領後すみやかに行います。

なお、その回答書は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）の「入札情報サービス」において、本件入札公告を掲示しているダウンロードに、添付資料として掲載します。

掲載期間

令和８年１０月２６日(月)から令和８年１０月３０日(金)まで

４　参加申込書等の提出期間等

(1)　入札に参加を希望する者は、参加申込書及び技術資料(加算点申告表、加算点算出チェックリスト及び電子契約利用申込書を含む。)を電子入札システムにより提出しなければなりません。

なお、技術資料については、１つの添付ファイルとして送信してください。このとき、添付ファイルの大きさは１Ｍｂ以下でなければ受け付けることができませんので注意してください。

(2)　期限までに参加申込書及び技術資料を提出していない者は入札に参加することができません。

参加申込書及び技術資料の提出期間

令和８年１０月１６日(金)午前９時から

令和８年１０月２３日(金)午後５時まで

(電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日及び休日を除いた日の午前８時から午後８

時まで)

5　入札書及び工事費内訳書の提出期間

令和８年１０月３０日(金)午前９時から

令和８年１１月　２日(月)午後３時まで

(電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日及び休日を除いた日の午前８時から午後８時まで)

6　開札予定日時及び開札場所

令和８年１１月４日(水)午前９時

愛知県海部農林水産事務所総務課

7　入札保証金

入札保証金の納付については、免除します。

8　入札の無効

(1)　愛知県財務規則(昭和 39 年愛知県規則第 10 号)(以下「財務規則」という。)第 152 条(入札の無効)及び愛知県農業水産局及び農林基盤局建設工事等電子入札実施要領第 15 条(電子入札の無効)に該当する入札は、無効とします。

(2)　本公告に示す入札参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び愛知県建設工事関係入札者心得書において示す条件等の入札に関する条件に違反した入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

なお、落札決定時において２に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当します。

また、入札書受付締切予定日時までに送信のない入札、必要な提出書類のない入札、電子署名及び電子証明書のない入札、及び代表者が変更されているにもかかわらず変更前の名義人のＩＣカードを使用する等、ＩＣカードを不正に使用して行った入札も無効とします。

(3)　工事費内訳書の内容に不備(入札書の提出者名の誤記、工事名等の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等)がある場合には、無効とします。

9　落札者の決定方法

(1)　１(5)アの予定価格の制限の範囲内で入札をした者のうち、別記「総合評価落札方式に関する事項」で算定された評価値が最大の者を落札候補者として事後審査を行い、入札参加資格を有すること及び技術資料の内容を確認した上で落札者とし、全ての入札参加者に対し落札決定通知書を送信するものとします。

なお、評価値最大の者が複数いた場合は、電子くじにより落札候補順位を決定します。

(2)　落札候補者は、開札日から２日(日曜日、土曜日及び休日を除く。)以内に事後審査に必要な書類(技術資料の添付資料で指示された書類を含む)を持参により提出しなければなりません。

ア　事後審査に必要な書類の提出場所

３(1)アに同じ。

イ　提出部数　　１部

ウ　その他

(ｱ)　提出書類に係る費用は、提出者の負担とします。

(ｲ) 提出された書類は申請者に返却しません。また、原則として公表せず、無断で使用することはしないものとします。

エ　落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが判明した場合は、適格者が確認できるまで、次順位の評価値の者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとします。この場合は(2)中「開札日」とあるのは、「上位の落札候補者の審査が終了した日」と読み替えるものとします。

また、技術資料を審査した結果、評価値が次順位の評価値を下回った場合も同様の扱いとします。

オ　技術資料及び事後審査に係る書類の審査にあたり、入札参加者の申告した加算点が、発注者が審査書類を確認した結果の加算点（以下「審査した加算点」という。）より過大となる評価項目がある場合は、その評価項目について審査した加算点に修正のうえ減点を行います。減点(減じる点数)は下記の計算式のとおりです。

ただし、入札参加者の申告した加算点が審査した加算点より過小となる評価項目がある場合は、その評価項目の加算点の見直しは行いません。

減点＝入札参加者が申告した加算点－審査した加算点

カ　落札候補者の入札価格が愛知県農業水産局及び農林基盤局低入札価格調査等実施要領第３条の基準価格を下回った場合において、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、次順位の評価値をもって入札した者を新たな落札候補者とします。

キ　失格判断基準

入札価格が基準価格を下回った者で、かつ、入札価格の積算内訳の費目別金額が愛知県農業水産局及び農林基盤局低入札価格調査等実施要領第４条の失格判断基準のいずれかに該当した場合は、その者の入札は失格となります。

なお、一括計上価格については、失格判断基準の積算対象とはなりません。

(3)　事後審査において入札参加資格がないと認められた者はその理由の説明を求めることができます。説明を求めるときは、入札参加資格不適格通知書の通知日の翌日から起算して５日（日曜日、土曜日及び休日は含まない。）以内に、その旨を記した書面を、郵送又は持参により提出しなければなりません。

理由は、説明を求められた日から５日以内に書面で回答します。

10　契約書の作成の要否

要（愛知県公共工事請負契約約款(以下「約款」という。)のとおり）

11　契約保証金

(1)　落札者は、財務規則第129条の２の規定に基づく契約保証金を納めなければなりません。

(2)　落札者が、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全額又は一部の納付を免除するものとします。

ア　県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ　県を債権者とする公共工事履行保証証券による保証を付したとき。

(3)　契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア　有価証券(利付き国債又は愛知県公債)の提供

イ　銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第３条に規定する金融機関)又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第２条第４項に規定する保証事業会社)の保証（保証事業会社の場合は電子証書の利用可)

(4)　(1)から(3)に掲げる契約の保証は契約の締結時までに付さなければなりません。

12　支払条件

約款の規定に基づき前金払及び部分払を行いますが、その条件については、次のとおりとします。

(1)　前金払

約款第36条第1項の前金払の率は、10分の４とします。

(2)　中間前金払

ア　中間前払金の支払請求は、工期の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、その進捗において要した経費が請負代金の 2 分の 1 以上に相当するものでなければすることができません。

イ　中間前金払を行う前に請負代金が減額となった場合は、前払金及び中間前払金の合計額が、請負代金額に10分の6の割合を乗じて得た額を超えてはなりません。

ウ　中間前金払を行う前に部分払を請求した場合は、中間前払金を請求することはできません。

(3)　部分払

中間前払金を請求した場合は、部分払いを請求することはできません。ただし、当該年度末において工事を完成させることができなかった場合には、当該年度末に　部分払を請求することができます。

なお、その場合の額の算定は次の式による。

部分払金の額≦請負代金額×出来形割合×９／１０

－（前払金額及び中間前払金の額）×出来形割合

13　関連情報を入手するための照会窓口

３(1)アに同じ。

14　特定の不正行為に対する措置

(1)　本件契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、損害賠償を請求します。また、損害賠償の請求にあわせて本件契約を解除することがあります。

(2)　本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがあります。

(3)　契約を締結するまでの間に、落札者が愛知県建設工事等指名停止取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、又は、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置（以下「排除措置」という。）の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがあります。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負いません。

(4)　本件契約の締結後、請負者が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明ら

かになった場合には、本件契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。

(5)　本件契約の履行にあたって、請負者が工事の下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）を締結した場合において、下請契約等の相手方が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、発注者は、下請契約等の解除を求めることがあります。このとき、請負者が下請契約等の解除に応じなかった場合は、請負者との契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負いません。

15　その他

(1)　入札参加者は、本公告を熟読し、公正かつ適正に入札すること。

(2)　事後審査に必要な書類等に虚偽の記載をした場合においては、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがあります。

(3)　現場説明会は実施しません。

(4)　事後審査に必要な書類等の記載内容が不明確で本件工事の入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがあります。

(5)　１(3)に記載した工期は、事情により変更することがあります。

(6)　契約締結後の技術提案

ア　工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等(以下「ＶＥ提案」という。)に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができます。提案を採用する場合には、変更契約を行います。詳細は設計図書によります。

イ　ＶＥ提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとします。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではありません。

ウ　本工事のＶＥ提案等を適正と認めることにより、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った建設業者の責任が否定されるものではありません。

(7)　配置予定の主任(監理)技術者等について

ア　落札者は、事後審査に必要な書類等に記載した配置予定の主任(監理)技術者を当該工事の現場に配置すること。

イ　工事工期が重複する複数の工事(他の機関の発注も含む。)に同一の主任(監理)技術者を配置予定の技術者とした入札に参加している場合は、それらの工事の入札のうち一つの入札の落札者又は落札候補者と決定された時点で、それ以降に行われるその他の入札は辞退しなければなりません(専任性が求められない場合を除く)。この場合は入札書の提出期間内に、入札辞退届を送信してください。

　なお、入札書を送信した後に辞退する事由が生じた場合は、３(1)アと同じ場所に辞退する旨を連絡し、速やかに辞退届を書面で提出してください。

ウ　実際の工事に当たって、事後審査に必要な書類等に記載した配置予定の主任(監理)技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合に限ります。

エ　同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができます。この場合、そ

の全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計を５千万円（建築一式工事は８千万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者の設置が必要です。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が４千５百万円（建築一式工事は９千万円）以上となる場合、主任技術者又は監理技術者はこれらの工事現場に専任の者であることが必要になります。（特例監理技術者を設置する場合を除く。）

(8)　工事施工中又は施工後に、施工体制等について点検・調査を行うことがあります。点検・調査の対象となった場合、当該点検・調査に協力しなければなりません。点検・調査に協力しなかった場合、又は点検･調査に虚偽の申告をした場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがあります。

(9)　電子メールを利用して書類を提出する場合、添付ファイルを含めたメールデータのサイズが１５Ｍｂ以下でなければ受け付けることができませんので注意してください。なお、電子メールにより書類を提出する場合は、受信確認を行うため、送信後に提出した旨を電話連絡してください。県において電子メールの受信が確認できない場合には、当該書類は期限内に県に提出されなかったものとみなします。

(10)　電子契約について

本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できます。電子契約の詳細については、愛知県 HP に掲載されている「電子契約マニュアル」を参照してください。

また、電子契約の希望の有無については技術資料のエクセルファイル内シート『電子契約利用申込書』に必要事項を記載し、入札参加申込時に、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）により提出してください。

なお、未記入・未提出の場合は、紙の契約書となります。

(11)　問い合わせ先

３（１）アに同じ。

公告別記　「総合評価落札方式に関する事項」

本工事における総合評価落札方式の評価方法については、次のとおりです。

(1) 評価値の算出方法

入札参加者の技術資料により、(2)の項目を評価して加算点を計算します。

評価値は次式で計算します。

①入札価格≧基準価格の場合

評価値＝｛（標準点＋加算点）÷標準点｝×(予定価格÷入札価格)

②入札価格＜基準価格の場合

評価値＝｛（標準点＋加算点）÷標準点｝×(予定価格÷基準価格)

※基準価格は愛知県農業水産局及び農林基盤局低入札価格調査実施要領の基準価格によります。

標準点は１００点であり、今回の加算点合計は、最大３９．５点です。

(2) 評価項目と評価基準

各評価項目について下記の評価基準に基づき加点します。

過去の実績や今回の入札参加者がＪＶの場合は、末尾に掲げる表のとおり扱います。

ア　企業の技術力に関する事項（配点　１５点）

評価項目	評価基準	加算点
①　企業評価対象工事の施工実績（過去 10 年間：平成 28 年４月１日から技術資料を提出する前日までに完了）※1※2※3	３件以上	３点
	２件	２点
	１件	１点
	実績なし	０点
②　過去５年間（令和３年度から令和７年度）に完了した愛知県農業水産局及び農林基盤局が発注した同業種工事の工事成績評定点で各年度最上位成績の平均点 ※4※5	84 点＜ 平均点	５点
	83 点＜ 平均点 ≦84 点	４点
	82 点＜ 平均点 ≦83 点	３点
	81 点＜ 平均点 ≦82 点	２点
	80 点＜ 平均点 ≦81 点	１点
	上記以外	０点
③　優良工事表彰（愛知県農業水産局及び農林基盤局の発注工事）の実績（過去５年間：令和３年４月１日から技術資料を提出する前日まで。）③と④は個別に加算するが、評価対象件数は、③と④を合わせて２件までとする。　※2※6	２件の実績あり	２点
	１件の実績あり	１点
	実績なし	０点
④　優良工事表彰（愛知県（農業水産局及び農林基盤局発注工事を除き、企業庁長を含む）表彰又は国の局長表彰以上）の実績（過	２件の実績あり	１点
	１件の実績あり	0.5 点

去５年間:令和３年４月１日から技術資料を提出する前日まで。）③と④は個別に加算するが、評価対象件数は、③と④を合わせて２件までとする。　※2※7	実績なし	０点
⑤　中長期的な担い手の確保の有無（過去２年間：令和６年４月１日から技術資料を提出する前日まで。）　※8※9※１０	確保の実績あり	１点
	実績なし	０点
⑥　国家資格等の取得者の有無（過去５年間：令和３年４月１日から技術資料を提出する前日まで。）※１１※１２	取得の実績あり	１点
	実績なし	０点
⑦　ＩＣＴ活用工事の取組実績（過去１年間：令和７年４月１日から技術資料を提出する前日まで）※１３	実績あり	２点
	実績なし	０点
⑧　ＩＳＯ９０００シリーズ取得の有無 ※１４	取得あり	１点
	取得なし	０点

※1　企業評価対象工事とは、元請として完成・引き渡しが完了した次に掲げる工事です。

・口径７００㎜以上のダクタイル鋳鉄管を用いた管布設工事

※2　本件入札に参加する営業所(営業所には主たる営業所を含む。以下同じ。)の施工実績だけでなく、愛知県内にある他の営業所が行った実績は、県外で行ったものを含めて全て認めます。県外の営業所が行った実績は、今回の入札参加者が当該営業所であった場合にのみ評価します。

※3　国、愛知県、他の地方公共団体及び特殊法人等が発注した工事の実績を認めます。特殊法人等については別紙の機関が該当し、土地改良区は該当しません。(以下同じ。)

※4　元請としての愛知県農業水産局及び農林基盤局発注工事のうち契約者に通知された、土木工事業に関する工事成績評定点を対象とします。

※5　各年度最上位成績の平均点の算出にあたり、実績の無い年度(完了時点の年度)の工事成績は80点として計算します。

※6　工事目的物の品質に係る表彰に限ります。また、表彰状等の日付が該当期間内のものを実績として認めます。愛知県農業水産局及び農林基盤局発注工事の表彰のみを対象とします。表彰実績は、表彰状等が授与されたものに限ります。

※7　工事目的物の品質に係る表彰に限ります。また、表彰状等の日付が該当期間内のものを実績として認めます。愛知県（農業水産局及び農林基盤局発注工事を除き、企業庁長を含む。）表彰又は国の局長表彰以上の表彰のみを対象とします。表彰実績は、表彰状等が授与されたものに限ります。

※8　採用時の年齢が３０歳未満の若手技術者を、期限の定めの無い雇用契約を締結する労働者(以下「正規社員」という。)として雇用した実績を評価します。なお、該当する正規社員については、同一企業での再雇用は認めません。また落札者決定時点で、雇用が継続していることが必要です。

※9　若手技術者の雇用実績は地域精通度地域貢献度の雇用実績においても重複加点できるものとします（同一人物も認める）。

※10　技術者の定義は建設業法第７条第二号イで定める学校の建設業法施行規則第１条に定める学科（国交省令で定める学科）又は建設業法施行令第３６条第１項第四号、第３７条第１項第二号、同条第２項第一号ロ及び同項第二号ロの規定により、技術検定試験の受験資格の認定を受けた学校・学科を卒業した者とします。なお、建設業法施行規則第１条に定める学科、技術検定試験の受験資格の認定を受けた学科は当該工事と同業種に限定しません。

対象技術検定試験一覧表

建設業法の規定に基づく技術検定試験	技術検定試験関連団体
１級土木施工管理技術検定試験	（一財）全国建設研修センター
２級土木施工管理技術検定試験	
１級管工事施工管理技術検定試験	
２級管工事施工管理技術検定試験	
１級電気通信工事施工管理技術検定試験	
２級電気通信工事施工管理技術検定試験	
１級造園施工管理技術検定試験	
２級造園施工管理技術検定試験	
１級建設機械施工管理技術検定試験	（一社）日本建設機械施工協会
２級建設機械施工管理技術検定試験	
１級建築施工管理技術検定試験	（一財）建設業振興基金
２級建築施工管理技術検定試験	
１級電気工事施工管理技術検定試験	
２級電気工事施工管理技術検定試験	

※各団体のホームページに掲載されている指定学科・専修学校等一覧表または受験の手引きにより学校・学科を確認

※11　建設業法施行規則第７条の３第２号の表の下欄に掲げる者（実務経験のみによるものを除く。）のうち、指定した資格等を取得した正規社員の実績を評価します。なお、資格等の取得後に実務経験を求めるものについては、実務経験を問わないものとします。

国家資格等一覧（建設業法施行規則第７条の３第２号関係）
農業水産局及び農林基盤局 総合評価対象分

資格区分	証明書等	資格等の種類		
建設業法「技術検定」	合格証明書	１級建設機械施工管理技士		
		２級建設機械施工管理技士（第一種～第六種）		
		１級土木施工管理技士		
		２級土木施工管理技士	種別	土　　木
				薬液注入
		１級建築施工管理技士		
		２級建築施工管理技士	種別	建　　築
				躯　　体
		１級電気工事施工管理技士		
		２級電気工事施工管理技士		
		１級電気通信工事施工管理技士		
		２級電気通信工事施工管理技士		
		１級造園施工管理技士		
		２級造園施工管理技士		
建築士法「建築士試験」	免許証	一級建築士		

		二級建築士
		木造建築士
技術士法「技術士試験」	登 録 証	建設、総合技術監理（建設）
		建設「鋼構造及びコンクリート」、総合技術監理（建設「鋼構造物及びコンクリート」）
		農業「農業農村工学」、総合技術監理（農業「農業農村工学」）
		電気電子、総合技術監理（電気電子）
		機械、総合技術監理（機械）
		機械「熱・動力エネルギー機器」又は「熱工学」、総合技術監理（機械「熱・動力エネルギー機器」又は「熱工学」）
		機械「流体機器」又は「流体工学」、総合技術監理（機械「流体機器」又は「流体工学」）
		水産「水産土木」、総合技術監理（水産「水産土木」）
		森林「林業・林産」又は「林業」、総合技術監理（森林「林業・林産」又は「林業」）
		森林「森林土木」、総合技術監理（森林「森林土木」）
電気工事士法「電気工事士試験」	免　状	第１種電気工事士
		第２種電気工事士
電気事業法「電気主任技術者国家試験等」	免　状	電気主任技術者（第１種～第３種）
電気通信事業法「電気通信主任技術者試験等」	資格者証	電気通信主任技術者
職業能力開発促進法「技能検定」	合格証書	とび、型枠施工、コンクリート圧送施工（いずれも１及び２級）
		ウェルポイント施工(1 及び２級)
		鉄工「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」（いずれも１及び２級）
		造園(1 及び２級)
その他		地すべり防止工事士
		建築設備士
		計装士
		基礎施工士
		解体工事施工技士

※12　対象が当該工事と同業種である必要はありません。また、入社後に取得したもので、落札者決定時点で雇用が継続している必要があります。

※13　愛知県農業水産局及び農林基盤局が発注した工事のうち、土木工事業に係る取組実績を対象とし、ＩＣＴ活用工事取組証の完了年月日が当該期間内のものを実績として認めます。

※14　本件入札に参加する営業所がＩＳＯ９００１の認証を取得している必要があります。

イ　配置予定技術者の能力に関する事項（配点８点）

評価項目	評価基準	加算点
①技術者評価対象工事の施工実績（過去10年間：平成 28 年４月１日から技術資料を提出する前日までに完了） ※１※２※３※４※５※６※12	実績あり	１点
	実績なし	０点
②過去５年間（令和３年度から令和７年度）に完了した愛知県農業水産局及び農林基盤局が発注した同業種工事の工事成績評定点で各年度最上位成績の平均点 ※２※４※６※７※８※９※12	84 点＜ 平均点	５点
	83 点＜ 平均点 ≦84 点	４点
	82 点＜ 平均点 ≦83 点	３点
	81 点＜ 平均点 ≦82 点	２点
	80 点＜ 平均点 ≦81 点	１点
	上記以外	０点
③過去５年間（令和３年度から令和７年度）に完了した愛知県（農業水産局及び農林基盤局を除く）が発注した同業種工事の工事成績評定点の最上位成績点（②と③は個別に加算する。ただし、合計点の上限は５点とする） ※２※４※６※９※10※12	84 点以上	2.0 点
	83 点	1.5 点
	82 点	1.0 点
	81 点	0.5 点
	上記以外	０点
④ＣＰＤ実績（過去２年間：令和６年４月１日から技術資料を提出する前日まで） ※６※11※12	１年間の推奨単位を任意に定めた２年以内に取得	２点
	１年間の推奨単位の半分を任意に定めた２年以内に取得	１点
	上記以外	０点

※１　技術者評価対象工事とは、元請として完成・引き渡しが完了した次に掲げる工事です。国・地方公共団体及び特殊法人等が発注した工事の実績を認めます。

・口径７００㎜以上のダクタイル鋳鉄管を用いた管布設工事

※２　工場製作期間と現場作業期間で配置予定技術者が異なる場合には、現場作業期間に配置する予定の技術者に係る実績を認めます。

※３　企業が今回施工実績として報告する工事実績と同じである必要はありません。

※４－１　主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐や現場代理人としての実績を認めます。なお、工事の途中で交代している場合は、完了時における者とし、従事期間は工期の半分以上従事している者の実績を認めます。

ただし、工場製作のある場合の従事期間は、現場作業期間の半分以上かつ完了時に従事している者の実績を認めます。

※４－２　監理技術者補佐としての実績は、専任で従事した工事の施工実績に限るものとします。

※５　現在の企業以外で担当した実績も認めます。

※６　①、②、③、④の実績は同一人のものであること。なお、入札参加申し込みの時点で配置予定技術者を特定することができない場合は、候補とする配置技術者のうち、加算点の合計が最も低い候補者の点数を使用します。また、加算点が過大となった場合の減点は、①から④の合計に対して適用します。

※７　元請としての愛知県農業水産局及び農林基盤局発注工事のうち契約者に通知された、土木工事業に関する工事成績評定点を対象とします。

※８　各年度最上位成績の平均点の算出にあたり、実績のある年度(完了時点の年度)のみで計算してください。

※９　期間内に、転職等により現在の企業以外で担当した工事がある場合は、必ず、その工事の工事成績も含めて計算してください。

※10　元請としての愛知県（農業水産局及び農林基盤局を除く）が発注した同業種工事のうち契約者に通知された、土木工事業に関する工事成績評定点を対象とします。

※11　建設系ＣＰＤ協議会加盟団体が発行する証明書で確認します。

証明書のＣＰＤ単位取得期間は任意に定めた２年間(24ヶ月間)とし、令和６年４月１日から技術資料を提出する前日までの範囲内のものとします。

証明書は建設系ＣＰＤ協議会加盟団体のうちから１団体のみ認めます。証明書発行団体以外の団体の取得単位はＣＰＤ単位の相互承認を受け、証明書発行団体の証明に含めてください。

なお、加盟団体の内容及び推奨単位については、建設系ＣＰＤ協議会のｗｅｂ等で確認してください。

※12　契約締結後、病休、死亡、退職等の理由により主任(監理)技術者を変更できると認められた場合は、交代前後における主任(監理)技術者の技術力が同等以上に確保される者を配置するよう努めてください。

ウ　地域精通度地域貢献度に関する事項（配点１６．５点）

<table>
<tr><th>評価項目</th><th colspan="3">評価基準</th><th>加算点</th></tr>
<tr><td rowspan="3">①　地域内における営業所の所在の有無
※１※２</td><td colspan="3">津島市内にあり</td><td>２点</td></tr>
<tr><td colspan="3">海部農林水産事務所管内にあり</td><td>１点</td></tr>
<tr><td colspan="3">上記以外</td><td>０点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②　地域内での公共工事施工実績の有無（過去５年間：令和３年４月１日から技術資料を提出する前日までに完了）　※３※４</td><td colspan="3">津島市内で実績あり</td><td>１点</td></tr>
<tr><td colspan="3">津島市内で実績なし</td><td>０点</td></tr>
<tr><td rowspan="6">③　防疫・防災等に関する協定等締結及び活動実績(過去５年間：令和３年４月１日から技術資料を提出する前日まで）の有無
※２※５※６

(協定等締結と実績は、個別に加算する。家畜伝染病に係る防疫に関する協定と防災等に関する協定等は、個別に加算する。ただし、上限は７点とする。)</td><td rowspan="2">愛知県と家畜伝染病に係る防疫に関する協定の締結状況の有無</td><td colspan="2">協定を締結中</td><td>２点</td></tr>
<tr><td colspan="2">該当しない</td><td>０点</td></tr>
<tr><td rowspan="4">愛知県と家畜伝染病に係る防疫協定による活動実績の有無</td><td colspan="2">協定に基づく埋却作業等実績あり</td><td>３点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">埋却作業等活動実績（応援）あり</td><td>協定及び運用協定を締結している事務所の管内で応援実績あり</td><td>1.5点</td></tr>
<tr><td>他の事務所管内への応援実績あり</td><td>２点</td></tr>
<tr><td colspan="2">実績なし</td><td>０点</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="7"></td><td rowspan="3">防災等に関する協定等の締結状況の有無</td><td colspan="2">愛知県内又は海部農林水産事務所管内の土地改良施設・農地海岸施設・治山施設・林道について協定等締結中</td><td>２点</td></tr>
<tr><td colspan="2">海部農林水産事務所管内の公共土木施設について協定等締結中</td><td>１点</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外</td><td>０点</td></tr>
<tr><td rowspan="4">防災協定等による活動実績の有無</td><td rowspan="2">土地改良施設・農地海岸施設・治山施設・林道の活動実績の有無</td><td>実績あり</td><td>１点</td></tr>
<tr><td>実績なし</td><td>０点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">公共土木施設の活動実績の有無</td><td>実績あり</td><td>１点</td></tr>
<tr><td>実績なし</td><td>０点</td></tr>
<tr><td rowspan="3">④　ボランティア活動の実績の有無
・土地改良施設等への協力
・企業の森づくり協定
・海上の森との企業連携プロジェクト
・山地防災ヘルパー
※２※７※８</td><td colspan="3">津島市内で実績あり</td><td>２点</td></tr>
<tr><td colspan="3">海部農林水産事務所管内で実績あり</td><td>１点</td></tr>
<tr><td colspan="3">上記以外</td><td>０点</td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑤　ボランティア活動の実績の有無
・④以外
（④と⑤は個別に加算する。ただし、合計点の上限は２点とする）
※２※７※９</td><td colspan="3">津島市内で実績あり</td><td>１点</td></tr>
<tr><td colspan="3">海部農林水産事務所管内で実績あり</td><td>0.５点</td></tr>
<tr><td colspan="3">上記以外</td><td>０点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑥　雇用実績の有無
※１０</td><td colspan="3">雇用実績あり</td><td>１点</td></tr>
<tr><td colspan="3">上記に該当しない</td><td>０点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑦女性の活躍促進への取組の有無　　※１１</td><td colspan="3">女性の活躍促進宣言の実施有り</td><td>0.５点</td></tr>
<tr><td colspan="3">上記以外</td><td>０点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑧　完全週休２日または週単位の週休２日取組実績の有無（過去１年間:令和７年４月１日から技術資料を提出する前日まで）（⑧と⑨と⑩の加算点の合計の上限は２点とする）　※１２</td><td colspan="3">１件以上の実績あり</td><td>２点</td></tr>
<tr><td colspan="3">実績なし</td><td>０点</td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑨　週休２日の取組実績の有無（過去１年間:令和７年４月１日から技術資料を提出する前日まで）（⑧と⑨と⑩の加算点の合計の上限は２点とする）　　※１３</td><td colspan="3">２件以上の実績あり</td><td>２点</td></tr>
<tr><td colspan="3">１件の実績あり</td><td>１点</td></tr>
<tr><td colspan="3">実績なし</td><td>０点</td></tr>
</table>

⑩　愛知県休み方改革マイスター企業認定取得の有無　※１４	取得あり	0.5点
	取得なし	０点
⑪　ＩＳＯ１４０００シリーズ取得の有無　※１５	取得あり	１点
	取得なし	０点

※１　建設業法に規定する土木工事業の営業登録をしている営業所に限ります。

※２　海部農林水産事務所管内の市町村は、津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡大治町、蟹江町及び飛島村です。

※３ 元請けとして完成・引き渡しが完了した、建設業法上の分類による土木工事業の工事の実績を認めます。

※４　国、愛知県、他の地方公共団体及び特殊法人等が発注した工事の実績を認めます。

※５−１　防疫に関する協定は、技術資料提出時点において締結中であるものを認めます。

※５−２　防疫に関する協定は、下記の項目をすべて満足しているものについて認めます。

①愛知県と協定を締結している団体に加入していることが必要です。

②当該団体は、発生時の応援等に係わる連絡体制が確立していることが必要です。

③当該団体から「その協定に係る企業である旨」の証明が必要となります。

④愛知県が開催する防疫研修等へ過去３年間（令和５年４月１日から当該工事の技術資料を提出する日の前日まで）に参加したものに限ります。

また、社員が当該団体の役員として参加した場合でも、当該社員が所属する企業での参加として認めます。

※５−３　防疫に関する活動実績は、防疫協定による過去５年間（令和３年４月１日から技術資料を提出する日の前日まで）の実績を認めます。

※５−４　防疫に関する活動実績の埋却作業等実績は、協定に基づき愛知県と契約等を行い元請けとして作業を行った実績を認めます。ただし、オペレーター等の労務提供、消毒作業及び埋却候補地試掘作業等の場合は、元請けの場合でも応援の実績とします。

※５−５　防疫に関する活動実績の埋却作業等実績（応援）については、下請け等やオペレーター等の労務提供及び消毒ポイント等の設置場所の提供等として応援・協力した実績を認めます。

※６−１　防災等に関する協定等は、技術資料提出時点において締結中であるものを認めます。

※６−２　協定等には次のものを含みます。　協定、契約、覚書、登録制度、実施要領、依頼

※６−３　防災等に関する協定等は、愛知県又は海部農林水産事務所管内の土地改良施設・農地海岸施設・治山施設・林道（以下「土地改良施設等」という。愛知県との間で締結した協定等については愛知県内の土地改良施設等を対象とする。）、海部農林水産事務所管内の公共土木施設を対象とします。なお、各施設の内容は下記のとおりとします。

・土地改良施設とは、土地改良法第二条第２項第一号に規定する農業用用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設で国、地方公共団体、土地改良区（土地改良区連合を含む）が管理している施設をいいます。

・農地海岸施設とは、海岸法第三条第１項に基づく海岸保全区域にあって農林水産省農村振興局が所管し、同法第二十四条第１項に基づく海岸保全区域台帳に登載された国、地方公共団体が管理している施設をいう。

・治山施設とは、森林法第四十一条第３項に基づく保安施設事業で設置した施設及び当該事業に準じて設置した施設をいいます。

・林道とは、昭和48年４月１日付け48林野道第107号林野庁長官通知により制定された「林道規程」の第７条に基づく林道台帳に登載されたものをいいます。

・公共土木施設とは、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の対象となる河川、海岸（農地海岸施設を除く）、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、

港湾、漁港、下水道、公園の施設をいいます。

※6－4　防災等に関する協定等は、緊急維持修繕や雪氷対策などのように、通常の契約であっても休日・夜間を問わない作業が行われるものを含みます。

※6－5　加入している団体が協定を締結している場合は、当該団体からの「その協定に係る企業である旨」の証明がなされていれば認めます。

※6－6　土地改良施設等と公共土木施設の協定による加点は、合計せずにどちらか一方のみとします。

※6－7　防災等に関する協定等の締結状況及び活動実績は、上記施設の愛知県内の管理者（独立行政法人水資源機構は除く）との間で結んだものを認めます。

※6－8　防災等に関する活動実績は、「防災等に関する協定等の締結状況の有無」で加点された協定等に基づく施設に関する過去５年間（令和３年４月１日から技術資料を提出する日の前日まで）の実績を認めます。

※6－9　防災等に関する活動実績は、技術資料提出時点で締結中の協定等と同等の過去の協定等に基づく活動実績についても認めるものとし、過去に協定等に基づく実績があっても技術資料提出時点で有効な協定等がない場合は評価の対象となりません。

ただし、雪氷対策等の期間限定となる場合には、技術資料提出時点で協定締結中でなくても実績を認めます。

※6-10　防災等に関する活動実績は、当該活動を緊急的に実施しないと、公共に影響を及ぼす活動を評価の対象とします。

※7－1　評価するボランティア活動は「労働奉仕」とし、以下の条件を満たすものについて認めます。

①　社会貢献であること

②　無償の企業活動（従業員が社命により行った活動）

③　工事施工に際しての地域サービスではないこと

※7－2　ボランティア活動は、国、愛知県及び愛知県内市町村のいずれかからの感謝状等を授与された企業活動を認めます。また、国、愛知県及び愛知県内市町村で構成する団体（協議会等）からの感謝状等も含みます。

なお、評価対象期間については、過去１年間（令和７年４月１日から技術資料を提出する日の前日まで）とし、感謝状等の日付が期間内の実績を認めます。

※8－1　ボランティア活動における土地改良施設等とは※６－３に定める土地改良施設等に、これらの施設に付帯する環境施設等を含むものとします。

※8－2　愛知県と企業の森づくりに関する協定又は「海上の森」との企業連携プロジェクトの覚書を締結し、過去１年間（令和７年４月１日から技術資料を提出する日の前日まで）に活動実績があり活動報告書が提出されているものを認めます。

※8－3　「山地防災ヘルパー」に認定され、過去１年間（令和７年４月１日から技術資料を提出する日の前日まで）に活動実績があり活動報告書が提出されているものを認めます。

ただし、社員の個人的な活動ではなく、会社又は営業所として取り組んでいる活動とします。

※9　愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録活動は、４月から１２月に公告する工事については前年の１月１日から前年の１２月３１日までのもの、１月から３月に公告する工事については前々年の１月１日から前々年の１２月３１日までのもので、活動報告書が提出されているものを認めます。

※10　過去２年間（令和６年４月１日から技術資料を提出する日の前日まで）に、採用時の年齢が３０歳未満の人材を正規社員として新たに雇用した実績を認めます。（日付については、労働条件通知書の日付で判断します。）ただし、同一企業での再雇用は認めません。また、落札者決定時点で、その正規社員の雇用が継続していることが必要です。

※11　会社として「女性の活躍促進宣言」を実施し、受理書の確認ができるものを認めます。

※12　愛知県農業水産局及び農林基盤局が発注した工事のうち、土木工事業に係る取組実績を対象とし、週

休２日工事取組証の完了年月日が当該期間内のものを実績として認めます。

※13　愛知県農業水産局及び農林基盤局が発注した工事のうち、土木工事業に係る取組実績を対象とし、週休２日工事取組証の完了年月日が当該期間内のものを実績として認めます。週休２日は「週休２日の質の向上」及び「月単位の週休２日」を評価します。

※14　「愛知県休み方改革マイスター企業認定（ブロンズ、シルバー、ゴールド認定）」を取得し、認定証の写しが提出されているものを評価します。ただし、技術資料提出時点で認定証が有効期間内であるものを認めます。

※15　入札に参加する営業所がＩＳＯ１４００１の認証を取得している必要があります。

(3)　加算点申告表について

技術資料提出期間を過ぎた後の修正は認めません。

(4)　事後審査に必要な書類について

事後審査に必要な書類については、資料の追加・修正を求めることがあります。

なお、資料の追加・修正は事後審査に係る資料であり「加算点申告表」は変更できません。

(5)　評価項目の審査

加算点は、技術資料及び事後審査に係る書類に基づき、(2)の評価基準により審査して算出します。

なお、加算点申告表と技術資料の内容を事後審査した結果、申告点が過大となる評価項目があった場合には、加算点を修正のうえ、次式により減点を行います。ただし、申告点が過小な場合は加算点の見直しは行いません。

減点＝申告点－審査した加算点

評価点＝審査した加算点の合計－減点の合計

(6)　技術評価点の値に疑問のあるものは、その理由の説明を求めることができます。説明を求めるときは、落札決定通知を受信した日の翌日から起算して５日(土・日・休日を除く)以内に、その旨を記した書面を郵送又は持参により提出しなければなりません。

理由は、説明を求められた日から５日以内に、書面で回答します。

【提出先】

愛知県海部農林水産事務所総務課　総務・経理・契約グループ

住　　所　津島市西柳原町１丁目１４番地

電　　話　０５６７－２４－２１１１内線３０６

（土・日・休日を除く午前９時から午後５時まで(正午から午後１時までは除きます。)）

水質保全対策事業　古大江第２支線地区　用水路その３工事

（工事内容） ・工事延長 ・主要工種	用水路工　Ｌ＝２８６．５１ｍ ・ダクタイル鋳鉄管（ＤＣＩＰφ700）　Ｌ＝１０６．５１ｍ ・管更生φ500（反転工法）　Ｌ＝１８０．００ｍ
（工事概算数量） ・主要資材数量等	・ダクタイル鋳鉄管（ＤＣＩＰφ700）　Ｌ＝１０６．５１ｍ ・管更生φ500（反転工法）　Ｌ＝１８０．００ｍ
（特記事項） ・施工条件	特になし
（工事箇所図）	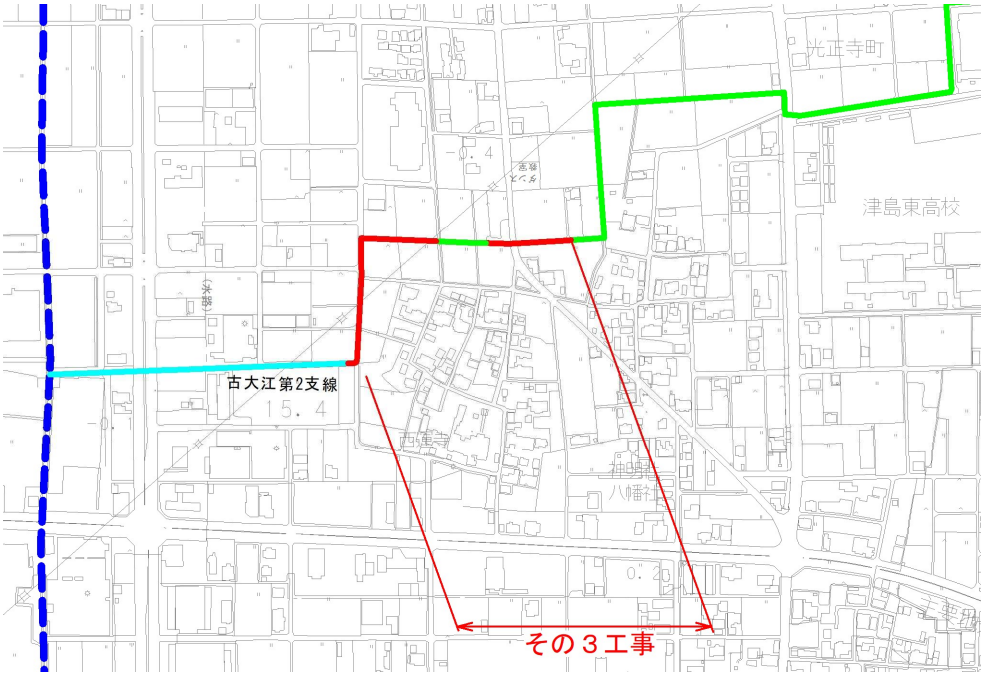

【 別紙3 】

「特殊法人等」に該当する公共工事発注機関

本公告における「特殊法人等」とは、下記に掲げるものに限ります。

1 国、県と同等の発注機関として認める「特殊法人等」

(1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条に規定されている「特殊法人等」

＊注意事項

・特殊法人等の改革により、国関連の法人の名称、組織等が変更しているので注意すること。

・旅客鉄道株式会社各社は、同法施行令第1条に規定がないため該当しません。

(2) 組織に県が加わっている特別地方公共団体(一部事務組合)

(例)・名古屋港管理組合(愛知県、名古屋市)

・愛知県競馬組合(愛知県、名古屋市、豊明市)

(3) 地方公社等

① 地方道路公社法に基づき地方公共団体が設立した「道路公社」

(例)愛知県道路公社(「愛知道路コンセッション株式会社」との間で建設マネジメント契約を締結したコンストラクションマネージャーを含む)、名古屋高速道路公社

② 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき地方公共団体が設立した「土地開発公社」

③ 地方住宅供給公社法に基づき地方公共団体が設立した「住宅供給公社」

(4) 認可(指定)法人等

公共(益)施設を設置又は整備する機関として個別の法律により国の認可、指定等を受けた愛知県が出資している法人とする。

(例)・日本下水道事業団(日本下水道事業団法)

・中部国際空港株式会社(中部国際空港の設置及び管理に関する法律)

共同企業体での入札参加、及び共同企業体で行った過去の実績等に関する取扱い（単体及び経常建設共同企業体での入札）

【 別紙４ 】

今回入札	過去実績	入札参加資格			総合評価項目										
		企業施工実績	配置予定技術者施工経験	２年平均工事成績	企業施工実績	企業工事成績	優良工事	中長期的な担い手の確保・国家資格等の取得者・ＩＳＯ9001	ＩＣＴ活用工事	配置予定技術者の施工実績・工事成績・ＣＰＤ・資格保有	営業所・災害協定等・ボランティア・ＩＳＯ14001	県内公共工事実績（土木）	地域内企業施工実績（建築）	雇用実績・女性の活躍促進・愛知県休み方改革マイスター企業認定	完全週休２日工事・週単位の週休２日工事・週休２日工事
単体	単体	該当工事全部を認める	該当工事全部を認める	該当業種工事全部を対象とする	県内の営業所実績（県外工事も該当）を認める	該当業種工事全部を対象とする	県内の営業所実績を認める	制限なし	制限なし	元請工事の監理技術者等や現場代理人としての実績を認める ただし施工実績、工事成績ＣＰＤ及び資格保有は同一人のものとする	制限なし	該当業種工事全部を認める	県内の営業所実績を認める	制限なし	制限なし
	経常ＪＶ	出資比率２０％以上の構成員である場合の実績を認める		対象としない	実績として認めない	対象としない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない		実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない
	特定ＪＶ			出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして対象とする	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして対象とする	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める		実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	実績として認めない	出資比率20%以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める
経常ＪＶ	単体	経常ＪＶとしての実績がなければ単体実績を認める	該当工事全部を認める	対象としない	実績として認めない	対象としない	実績として認めない	経常ＪＶ構成員のいずれか１者が該当すれば認める	実績として認めない	元請工事の監理技術者等や現場代理人としての実績を認める ただし施工実績、工事成績ＣＰＤ及び資格保有は同一人のものとする	経常ＪＶ構成員のいずれか１者が該当すれば認める	実績として認めない	実績として認めない	経常ＪＶ構成員のいずれか１者が該当すれば認める	実績として認めない
	経常ＪＶ	出資比率２０％以上の構成員である場合の実績を認める（注２参照）		全構成員が同じである経常ＪＶでの該当業種工事全部を対象とする	全構成員が同じである経常ＪＶでの実績は認める	全構成員が同じである経常ＪＶでの該当業種工事全部を対象とする	全構成員が同じである経常ＪＶでの実績を認める	経常ＪＶ構成員のいずれか１者が該当すれば認める	全構成員が同じである経常ＪＶでの実績を認める		経常ＪＶ構成員のいずれか１者が該当すれば認める	全構成員が同じである経常ＪＶでの実績を認める	全構成員が同じである経常ＪＶでの実績を認める	経常ＪＶ構成員のいずれか１者が該当すれば認める	全構成員が同じである経常ＪＶでの実績を認める
	特定ＪＶ			対象としない	実績として認めない	対象としない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない		実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない

注１）本件工事に、単体で入札参加する場合は「今回入札」欄で「単体」の範囲を、経常共同企業体で入札する場合は「経常ＪＶ」の範囲を選びます。「入札参加資格」や「総合評価項目」の列と、過去の実績が単体としてのものであれば「単体」の行、特定ＪＶでの実績なら「特定ＪＶ」の行がクロスする部分に、実績等の取扱いが記載されています。

注２）経常ＪＶは、全ての構成員が同じもののみ同一の企業体として扱いますので、入札参加資格でも過去の施工実績は同一と見なせる企業体での実績が原則です。ただし、そうした工事実績がない場合には、過去の特定及び経常ＪＶでの実績を単体実績扱いとして入札参加資格を審査します。